

## 中小企業振興条例研究（第6回）

平成24年1月11日（水） 大津合同庁舎5-E会議室にて、立命館大学と滋賀県との連携による「中小企業振興条例研究」の第6回共同研究会を開催し、29名の参加をいただきました。

今回は、既に中小企業振興条例を制定されている自治体の事例紹介ということで、千葉県商工労働部経済政策課副参事（兼）政策室長の篠崎千尋氏に『千葉県の中小企業の振興に関する条例について』と題して、講演をいただいたうえ、質疑応答・意見交換を行いました。

篠崎氏には、「千葉県中小企業の振興に関する条例」の内容とともに、特徴とされている条例の策定プロセスについてもご説明いただきました。

### 策定プロセスの特徴

千葉県では、条例を策定するとしてから、平成19年3月16日の公布施行まで2年以上の期間がかかっている。この長い策定期間において特徴としているのが、「地域勉強会」「研究会」「元気戦略」の3つである。

「地域勉強会」では、当事者である中小企業の方から、できるだけ多くの意見を聞く機会をつくろうということで開催した。実施方法としては、もともと中小企業の方が集まる機会、例えば商工会議所の商業部会や工業部会の月例会等の既存の集まりに県の職員が出向き、県側から趣旨を説明した上で、中小企業が実際に今抱えている課題が何なのか、その課題解決に向けて何か取り組みをしているか、その取り組みで支障になっているものは何か等について、意見交換した。こうした既存の集まりを活用したのは、いくつかメリットがあると考えたからである。既に時間や場所が設定されているので、中小企業の方が参加してくれる。日頃から課題について話し合っているのでも、具体的な意見が出やすい。また、意見交換にあった人数しかいない。地域勉強会は、少人数なので、双方向での意見交換ができる、突っ込んだ話ができるということがよかった。今、どういった課題を抱えているかという話をしたときに、具体的にどういうことが問題なのか、より突っ込んだ話を聞かないと課題解決に対する施策が出てこない。

終盤戦になると、中小企業の皆さんもあらかじめかなり勉強されていたので、県の職員にとっても非常に勉強になる取り組みだった。平成17年10月から半年間で開催回数は42回、参加人数も900人以上になり、さらに「元気戦略」の策定に結びつくような意見も400以上いただき、本当に有意義だった。

こうして集めた意見を、中小企業が抱える課題として、例えば、資金調達、技術力の向上、人材の育成といったそれぞれの課題毎に集約・分類し、これに対応するための施策の方向をとりまとめようという形で進めてきた。そのとりまとめを行った研究会（正確には「中小企業振興に向けた研究会」）が2つめの特徴になる。この研究会の特徴は、当事者である中小企業の方に参加をいただいたこと、ともに検討するという手法をとったこと。

この研究会は委員20名ほどの研究会であるが、半数は中小企業の方を構成メンバーにしている。この構成メンバーの中小企業の方は、地域勉強会の中で非常に参考になる意見を言っていた方、勉強会をリードされている方をお願いした。

この研究会でも、地域勉強会の時と同じように、その意見が出てくる背景や、意見の真意をしっかりと聞かないと、施策に結びつかないということもあり、委員の意見を聞くだけではなく、こちらからも意見を述べさせてもらう。場合によっては、せっかく言っていた意見に対して、それは無理ですということを事務局側からも言わないといけないということもある。

研究会自体は、皆さん熱心に議論いただき、意見としていただいたものは、実際に元気戦略の中にも取り入れている。参加した委員の皆さんには、正に自分たちが策定した元気戦略であり条例だとい

うような思いをもっていただいていると思っている。

3点目の特徴は、「ちば中小企業元気戦略」。もともと、条例を作るということで始めたが、条例自体は法律に当たるので、議会の可決を得る必要があるし、経済環境が変わったからといってすぐに改正をするということは事実上無理である。条例自体は、中小企業振興の理念や、基本的な施策の方向性等、大きな枠組みしか決められない。

一方、「元気戦略」の方は、条例に基づいて、どのような方針でどのような施策を実施していくのか、そういったことを決めたもので、いわば、条例に基づく実施計画のようなもの。本来であれば、条例ができてから実施計画だろうと思うが、この「元気戦略」を条例に先行して策定した。具体的な施策の内容をつめた上で、条例はそれを凝縮し条文化したもので、条例制定後の具体的な施策展開が非常に明確であったし、実際に施策に移すのが非常に円滑にできた。

#### 条例の特徴

まず、1つめとして、中小企業の活性化と地域づくりを一体的な不可分なものとして捉えた、地域活性化と中小企業の活性化の相乗効果という視点を重視していること。この条例の中でも非常に大きな特徴になっている。地域というのは、中小企業が事業展開を図っていく上で、市場になる。また、人材の供給源ということにもなる。中小企業が活性化するためには、その活動の場となる地域が活性化していくことは非常に重要だろうという考え方。地域経済を支える中小企業、これが元気になって、その元気が地域の活性化につながって、その地域の活性化が企業活動を活発にする。こうした好循環を生み出していくということが、元気戦略の中でも、条例の中でも、一番重視していることの1つ。

2つめおよび3つめとして、中小企業の関係者の役割を規定し、またその連携を図るということを重視していること。関係者の役割については、県は当然として、中小企業や中小企業団体に加えて、大企業や大学、県民の役割も条例上に規定して、県をあげて中小企業振興に取り組むんだという姿勢を明らかにしていること。さらに、その連携というの、「産学官民の連携」をキーワードとして位置付けているということが特徴である。

4つめとして、条例を確実に効果のあるものとして運用していくための仕組みを条例の中に取り入れているということ。中小企業の振興に関する基本的な方針の作成や、毎年、中小企業振興施策をまとめて公表する、意見をもらうという仕組みを規定したこと。

最後に、5つめとして、「県が施策を立案したり、実施を図る場合には、その施策が中小企業の経営に及ぼす影響について配慮します」という項目を規定していること。県庁全体の縦割りを排して、中小企業の振興に向けた取り組みをやるんだということを明確にしようということで、この条文が入っている。この規定については、他部局、商工労働部以外の部局への影響も非常に大きいということで、他の県、市町村の条例でも他に例を見ない条文ではないかと思っている。



篠崎 千尋 氏



研究会の様子